

高等学校学習指導要領

〔目 次〕

前 文	1
第1章 総 則	3
第2章 各学科に共通する各教科	24
第1節 国 語	24
第2節 地理歴史	47
第3節 公 民	92
第4節 数 学	111
第5節 理 科	129
第6節 保健体育	169
第7節 芸 術	184
第8節 外国語	216
第9節 家 庭	243
第10節 情 報	255
第11節 理 数	264
第3章 主として専門学科において開設される各教科	269
第1節 農 業	269
第2節 工 業	326
第3節 商 業	418
第4節 水 産	455
第5節 家 庭	493
第6節 看 護	527
第7節 情 報	548
第8節 福 祉	568
第9節 理 数	585
第10節 体 育	595
第11節 音 楽	603
第12節 美 術	610
第13節 英 語	619
第4章 総合的な探究の時間	641
第5章 特別活動	645
附 則	651

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するのが、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

学習指導要領とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるものである。学習指導要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する学校における教育水準を全国的に確保することである。また、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことも重要である。

生徒が学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人一人の資質・能力を伸ば

せるようにしていくことは、教職員をはじめとする学校関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人に期待される役割である。幼児期の教育及び義務教育の基礎の上に、高等学校卒業以降の教育や職業、生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、生徒の学習の在り方を展望していくために広く活用されるものとなることを期待して、ここに高等学校学習指導要領を定める。

第1章 総 則

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。
- 2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養^{かん}を目指した教育の充実に努めること。

学校における道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことによりその充実に努めるものとし、各教科に属する科目（以下「各教科・科目」という。）、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、生徒が自己探求と自己実現に努め国家・社会の一員としての自覚に基づき行為しうる発達の段階にあることを考慮し、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とすること。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心を持ち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性

豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

3 2の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、教育活動の充実に努めるものとする。その際、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

5 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第3節 公 民

第1款 目 標

社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理，政治，経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに，諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現代の諸課題について，事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり，解決に向けて公正に判断したりする力や，合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- (3) よりよい社会の実現を視野に，現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに，多面的・多角的な考察や深い理解を通して^{かん}涵養される，人間としての在り方生き方についての自覚や，国民主権を担う公民として，自国を愛し，その平和と繁栄を図ることや，各国が相互に主権を尊重し，各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

第2款 各 科 目

第1 公 共

1 目 標

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 現代の諸課題を捉え考察し，選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに，諸資料から，倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現実社会の諸課題の解決に向けて，選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して，事実を基に多面的・多角

的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。

- (3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養^{かん}される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

2 内 容

A 公共の扉

(1) 公共的な空間を作る私たち

公共的な空間と人間との関わり、個人の尊厳と自主・自律、人間と社会の多様性と共通性などに着目して、社会に参画する自立した主体とは何かを問い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方を探求する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 自らの体験などを振り返ることを通して、自らを成長させる人間としての在り方生き方について理解すること。

(イ) 人間は、個人として相互に尊重されるべき存在であるとともに、対話を通して互いの様々な立場を理解し高め合うことのできる社会的な存在であること、伝統や文化、先人の取組や知恵に触れたりすることなどを通して、自らの価値観を形成するとともに他者の価値観を尊重することができるようになる存在であることについて理解すること。

(ウ) 自分自身が、自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体になることが、自らのキャリア形成とともにによりよい社会の形成に結び付くことについて理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 社会に参画する自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、地域社会などの様々な集団の一員として生き、他者との協働により当事者として国家・社会などの公共的な空間を作る存在であることについて多面的・多角的に考察し、表現すること。

(2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方

主体的に社会に参画し、他者と協働することに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 選択・判断の手掛かりとして、行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方や、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などについて理解すること。

(イ) 現代の諸課題について自らも他者も共に納得できる解決方法を見いだすことに向け、(ア)に示す考え方を活用することを通して、行為者自身の間人としての在り方生き方について探求することが、よりよく生きていく上で重要であることについて理解すること。

(ウ) 人間としての在り方生き方に関わる諸資料から、よりよく生きる行為者として活動するために必要な情報を収集し、読み取る技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 倫理的価値の判断において、行為の結果である個人や社会全体の幸福を重視する考え方と、行為の動機となる公正などの義務を重視する考え方などを活用し、自らも他者も共に納得できる解決方法を見いだすことに向け、思考実験など概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して、人間としての在り方生き方を多面的・多角的に考察し、表現すること。

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること。

(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 公共的な空間における基本的原理について、思考実験など概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して、個人と社会との関わりにおいて多面的・多角的に考察し、表現すること。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに^{のつと}則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解すること。

(イ) 政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。

(ウ) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること。

(エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) アの(ア)から(ウ)までの事項について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること。

C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

持続可能な地域、国家・社会及び国際社会づくりに向けた役割を担う、公共の精神をもった自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、現代の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成へ主体的に参画し、共に生きる社会を築くという観点から課題を見だし、その課題の解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習の成果を生かすこと。

イ 中学校社会科及び特別の教科である道徳、高等学校公民科に属する他の科目、この章に示す地理歴史科、家庭科及び情報科並びに特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。

(2) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 第1章第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、この科目の特質に応じて適切な指導をすること。

(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア この科目の内容の特質に応じ、学習のねらいを明確にした上でそれぞれ関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を積極的に図り、社会との関わりを意識した主題を追究したり解決したりする活動の充実を図るようにすること。また、生徒が他者と共に生きる自らの生き方に関わって主体的・対話的に考察、構想し、表現できるよう学習指導の展開を工夫すること。

イ この科目においては、教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の充実の観点から、特別活動などと連携し、自立した主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められることに留意すること。

ウ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、小・中学校社会科などで鍛えられた見方・考え方に加え、人間と社会の在り方につい

ての見方・考え方を働かせ、現実社会の諸課題と関連付けながら具体的事例を通して社会的事象等についての理解を深め、多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすること。

エ 科目全体を通して、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力を養うとともに、考察、構想したことを説明したり、論拠を基に自分の意見を説明、論述させたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考察、構想させる場合には、資料から必要な情報を読み取らせて解釈させたり、議論などを行って考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。

オ 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) この科目の導入として位置付け、(1)、(2)、(3)の順序で取り扱うものとし、B及びCの学習の基盤を養うよう指導すること。その際、Aに示した事項については、B以降の学習においても、それらを踏まえて学習が行われるよう特に留意すること。

(イ) Aに示したそれぞれの事項を適切に身に付けることができるよう、指導のねらいを明確にした上で、今まで受け継がれてきた我が国の文化的蓄積を含む古今東西の先人の取組、知恵などにも触れること。

(ウ) (1)については、アの(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項との関連において、学校や地域などにおける生徒の自発的、自治的な活動やBで扱う現実社会の事柄や課題に関わる具体的な場面に触れ、生徒の学習意欲を喚起することができるよう工夫すること。その際、公共的な空間に生きる人間は、様々な集団の一員としての役割を果たす存在であること、伝統や文化、宗教などを背景にして現代の社会が成り立っていることについても触れること。また、生涯における青年期の課題を人、集団及び社会との関わりから捉え、他者と共に生きる自らの生き方についても考察できるよう工夫すること。

(エ) (2)については、指導のねらいを明確にした上で、環境保護、生命倫理などの課題を扱うこと。その際、Cで探究する課題との関わりに留意して課題を取り上げるようにすること。

(オ) (3)については、指導のねらいを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること。「人間の尊厳と平等、個人の尊重」については、男女が共同して社会に参画することの重要性についても触れること。

カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

- (ア) アの(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項は学習の順序を示すものではなく、イの(ア)において設定する主題については、生徒の理解のしやすさに応じ、学習意欲を喚起することができるよう創意工夫した適切な順序で指導すること。
- (イ) 小学校及び中学校で習得した知識などを基盤に、Aで身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現実社会の諸課題に関わり設定した主題について、個人を起点に他者と協働して多面的・多角的に考察、構想するとともに、協働の必要な理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深めることができるようにすること。その際、生徒の学習意欲を高める具体的な問いを立て、協働して主題を追究したり解決したりすることを通して、自立した主体としてよりよい社会の形成に参画するために必要な知識及び技能を習得できるようにするという観点から、生徒の日常の社会生活と関連付けながら具体的な事柄を取り上げること。
- (ウ) 生徒や学校、地域の実態などに応じて、アの(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項において主題を設定すること。その際、主題に関わる基本的人権の保障に関連付けて取り扱ったり、自立した主体となる個人を支える家族・家庭や地域などにあるコミュニティに着目して、世代間の協力、協働や、自助、共助及び公助などによる社会的基盤の強化などと関連付けたりするなどして、主題を追究したり解決したりできるようにすること。また、指導のねらいを明確にした上で、現実の具体的な社会的事象等を扱ったり、模擬的な活動を行ったりすること。
- (エ) アの(ア)の「法や規範の意義及び役割」については、法や道德などの社会規範がそれぞれの役割を有していることや、法の役割の限界についても扱うこと。「多様な契約及び消費者の権利と責任」については、私法に関する基本的な考え方についても扱うこと。「司法参加の意義」については、裁判員制度についても扱うこと。
- (オ) アの(イ)の「政治参加と公正な世論の形成，地方自治」については関連させて取り扱い，地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の涵養^{かん}に向けて，民主政治の推進における選挙の意義について指導すること。「国家主権，領土（領海，領空を含む。）」については関連させて取り扱い，我が国が，固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや，尖閣諸島をめぐる解決すべ

き領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。「国家主権，領土（領海，領空を含む。）」及び「我が国の安全保障と防衛」については，国際法と関連させて取り扱うこと。「国際貢献」については，国際連合における持続可能な開発のための取組についても扱うこと。

(カ) アの(ウ)の「職業選択」については，産業構造の変化やその中での起業についての理解を深めることができるようにすること。「雇用と労働問題」については，仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても扱うこと。「財政及び租税の役割，少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」については関連させて取り扱い，国際比較の観点から，我が国の財政の現状や少子高齢社会など，現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて扱うこと。「金融の働き」については，金融とは経済主体間の資金の融通であることへの理解を基に，金融を通じた経済活動の活性化についても触れること。「経済のグローバル化と相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む。）」については，文化や宗教の多様性についても触れ，自他の文化などを尊重する相互理解と寛容の態度を養うことができるよう留意して指導すること。

(キ) アの(エ)については，(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い，情報に関する責任や，利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して，情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際，防災情報の受信，発信などにも触れること。

キ 内容のCについては，次のとおり取り扱うものとする。

(ア) この科目のまとめとして位置付け，社会的な見方・考え方を総合的に働かせ，Aで身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理などを活用するとともに，A及びBで扱った課題などへの関心を一層高めるよう指導すること。また，個人を起点として，自立，協働の観点から，多様性を尊重し，合意形成や社会参画を視野に入れながら探究できるよう指導すること。

(イ) 課題の探究に当たっては，法，政治及び経済などの個々の制度にとどまらず，各領域を横断して総合的に探究できるよう指導すること。

第2 倫理

1 目標

人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して、広い視野に立ち、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念に基づいて、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 古今東西の幅広い知的蓄積を通して、現代の諸課題を捉え、より深く思索するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、人間としての在り方生き方に関わる情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 自立した人間として他者と共によりよく生きる自己の生き方についてより深く思索する力や、現代の倫理的諸課題を解決するために倫理に関する概念や理論などを活用して、論理的に思考し、思索を深め、説明したり対話したりする力を養う。
- (3) 人間としての在り方生き方に関わる事象や課題について主体的に追究したり、他者と共によりよく生きる自己を形成しようとしたりする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察やより深い思索を通して涵養^{かん}される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深める。

2 内 容

A 現代に生きる自己の課題と人間としての在り方生き方

(1) 人間としての在り方生き方の自覚

人間の存在や価値に関わる基本的な課題について思索する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 個性、感情、認知、発達などに着目して、豊かな自己形成に向けて、他者と共によりよく生きる自己の生き方についての思索を深めるための手掛かりとなる様々な人間の心の在り方について理解すること。
- (イ) 幸福、愛、徳などに着目して、人間としての在り方生き方について思索するための手掛かりとなる様々な人生観について理解すること。
その際、人生における宗教や芸術のもつ意義についても理解すること。
- (ウ) 善、正義、義務などに着目して、社会の在り方と人間としての在り方生き方について思索するための手掛かりとなる様々な倫理観について理解すること。
- (エ) 真理、存在などに着目して、世界と人間の在り方について思索するための手掛かりとなる様々な世界観について理解すること。
- (オ) 古今東西の先哲の思想に関する原典の日本語訳などの諸資料から、

人間としての在り方生き方に関わる情報を読み取る技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 自己の生き方を見つめ直し、自らの体験や悩みを振り返り、他者、集団や社会、生命や自然などとの関わりにも着目して自己の課題を捉え、その課題を現代の倫理的課題と結び付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。

(イ) 古今東西の先哲の考え方を手掛かりとして、より広い視野から人間としての在り方生き方について多面的・多角的に考察し、表現すること。

(2) 国際社会に生きる日本人としての自覚

日本人としての在り方生き方について思索する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 古来の日本人の心情と考え方や日本の先哲の思想に着目して、我が国の風土や伝統、外来思想の受容などを基に、国際社会に生きる日本人としての在り方生き方について思索するための手掛かりとなる日本人に見られる人間観、自然観、宗教観などの特質について、自己との関わりにおいて理解すること。

(イ) 古来の日本人の心情と考え方や日本の先哲の思想に関する原典や原典の口語訳などの諸資料から、日本人としての在り方生き方に関わる情報を読み取る技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 古来の日本人の考え方や日本の先哲の考え方を手掛かりとして、国際社会に主体的に生きる日本人としての在り方生き方について多面的・多角的に考察し、表現すること。

B 現代の諸課題と倫理

(1) 自然や科学技術に関わる諸課題と倫理

自然や科学技術との関わりにおいて、人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、他者と対話しながら、現代の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生命、自然、科学技術などと人間との関わりについて倫理的課題を見だし、その解決に向けて倫理に関する概念や理論などを手掛かりとして多面的・多角的に考察し、公正に判断して構想し、自分の考えを説明、論述すること。

(2) 社会と文化に関わる諸課題と倫理

様々な他者との協働，共生に向けて，人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ，他者と対話しながら，現代の諸課題を探究する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 福祉，文化と宗教，平和などについて倫理的課題を見いだし，その解決に向けて倫理に関する概念や理論などを手掛かりとして多面的・多角的に考察し，公正に判断して構想し，自分の考えを説明，論述すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のA及びBについては，この順序で取り扱うものとし，既習の学習の成果を生かすこと。

イ 中学校社会科及び特別の教科である道徳，高等学校公民科に属する他の科目，この章に示す地理歴史科，家庭科及び情報科並びに特別活動などとの関連を図るとともに，項目相互の関連に留意しながら，全体としてのまとまりを工夫し，特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。

(2) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 第1章第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，この科目の特質に応じて適切な指導をすること。

(3) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 倫理的諸価値に関する古今東西の先哲の思想を取り上げるに当たっては，原典の日本語訳，口語訳なども活用し，内容と関連が深く生徒の発達や学習の段階に適した代表的な先哲の言説などを扱うこと。また，生徒自らが人生観，世界観などを確立するための手掛かりを得ることができるよう学習指導の展開を工夫すること。

イ 内容のAについては，次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 小学校及び中学校で習得した概念などに関する知識などを基に，「公共」で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方を活用し，哲学に関わる対話的な手法などを取り入れた活動を通して，生徒自らが，より深く思索するための概念や理論を理解できるようにし，Bの学習の基盤を養うよう指導すること。

(イ) (1)のアの(ア)については，青年期の課題を踏まえ，人格，感情，認知，発達についての心理学の考え方についても触れること。

(イ) (1)のアの(イ)については，人間の尊厳と生命への畏敬，自己実現と幸福などについて，古代ギリシアから近代までの思想，キリスト教，

イスラーム、仏教、儒教などの基本的な考え方を代表する先哲の思想、芸術家とその作品を、倫理的な観点を明確にして取り上げること。

(エ) (1)のアの(ウ)については、民主社会における人間の在り方、社会参加と奉仕などについて、倫理的な観点を明確にして取り上げること。

(オ) (1)のアの(エ)については、自然と人間との関わり、世界を捉える知の在り方などについて、倫理的な観点を明確にして取り上げること。

(カ) (1)のアの(オ)については、古今東西の代表的な先哲の思想を取り上げ、人間をどのように捉え、どのように生きることを指し示しているかについて、自己の課題と結び付けて思索するために必要な技能を身に付けることができるよう指導すること。

(キ) (2)のアの(ア)については、古来の日本人の心情と考え方や代表的な日本の先哲の思想を手掛かりにして、自己の課題として学習し、国際社会に生きる日本人としての自覚を深めるよう指導すること。その際、伝統的な芸術作品、茶道や華道などの芸道などを取り上げ、理解を深めることができるよう指導すること。

(ク) (2)のアの(イ)については、古来の日本人の心情と考え方や代表的な日本の先哲の思想を取り上げ、それらが日本人の思想形成にどのような影響を及ぼしているかについて思索するために必要な技能を身に付けることができるよう指導すること。

ウ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) 小学校及び中学校で習得した概念などに関する知識などや、「公共」及びAで身に付けた選択・判断の手掛かりとなる先哲の思想などを基に、人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、現実社会の倫理的諸課題について探究することができるよう指導すること。また、科目のまとめとして位置付け、適切かつ十分な授業時数を配当すること。

(イ) 生徒や学校、地域の実態などに応じて課題を選択し、主体的に探究する学習を行うことができるよう工夫すること。その際、哲学に関わる対話的な手法などを取り入れた活動を通して、人格の完成に向けて自己の生き方の確立を促し、他者と共に生きる主体を育むよう指導すること。

(ウ) (1)のアの「生命」については、生命科学や医療技術の発達を踏まえ、生命の誕生、老いや病、生と死の問題などを通して、生きることの意義について思索できるようにすること。「自然」については、人間の生命が自然の生態系の中で、植物や他の動物との相互依存関係に

において維持されており，調和的な共存関係が大切であることについても思索できるようにすること。「科学技術」については，近年の飛躍的な科学技術の進展を踏まえ，人工知能（AI）をはじめとした先端科学技術の利用と人間生活や社会の在り方についても思索できるよう指導すること。

(エ) (2)のアの「福祉」については，多様性を前提として，協働，ケア，共生といった倫理的な視点から福祉の問題を取り上げること。「文化と宗教」については，文化や宗教が過去を継承する人類の知的遺産であることを踏まえ，それらを尊重し，異なる文化や宗教をもつ人々を理解し，共生に向けて思索できるよう指導すること。「平和」については，人類全体の福祉の向上といった視点からも考察，構想できるように指導すること。

第3 政治・経済

1 目 標

社会の在り方についての見方・考え方を働かせ，現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して，広い視野に立ち，グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 社会の在り方に関わる現実社会の諸課題の解決に向けて探究するための手掛かりとなる概念や理論などについて理解するとともに，諸資料から，社会の在り方に関わる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 国家及び社会の形成者として必要な選択・判断の基準となる考え方や政治・経済に関する概念や理論などを活用して，現実社会に見られる複雑な課題を把握し，説明するとともに，身に付けた判断基準を根拠に構想する力や，構想したことの妥当性や効果，実現可能性などを指標にして議論し公正に判断して，合意形成や社会参画に向かう力を養う。
- (3) よりよい社会の実現のために現実社会の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに，多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される，国民主権を担う公民として，自国を愛し，その平和と繁栄を^{かん}図ることや，我が国及び国際社会において国家及び社会の形成に，より積極的な役割を果たそうとする自覚などを深める。

2 内 容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(1) 現代日本の政治・経済

個人の尊厳と基本的人権の尊重，対立，協調，効率，公正などに着目して，現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 政治と法の意義と機能，基本的人権の保障と法の支配，権利と義務との関係，議会制民主主義，地方自治について，現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

(イ) 経済活動と市場，経済主体と経済循環，国民経済の大きさと経済成長，物価と景気変動，財政の働きと仕組み及び租税などの意義，金融の働きと仕組みについて，現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

(ウ) 現代日本の政治・経済に関する諸資料から，課題の解決に向けて考察，構想する際に必要な情報を適切かつ効果的に収集し，読み取る技能を身に付けること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 民主政治の本質を基に，日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し，表現すること。

(イ) 政党政治や選挙などの観点から，望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

(ウ) 経済活動と福祉の向上との関連について多面的・多角的に考察し，表現すること。

(エ) 市場経済の機能と限界，持続可能な財政及び租税の在り方，金融を通じた経済活動の活性化について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究

社会的な見方・考え方を総合的に働かせ，他者と協働して持続可能な社会の形成が求められる現代日本社会の諸課題を探究する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 少子高齢社会における社会保障の充実・安定化，地域社会の自立と政府，多様な働き方・生き方を可能にする社会，産業構造の変化と起業，歳入・歳出両面での財政健全化，食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現，防災と安全・安心な社会の実現などについて，取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考

察，構想し，よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明，論述すること。

B グローバル化する国際社会の諸課題

(1) 現代の国際政治・経済

国際平和と人類の福祉に寄与しようとする自覚を深めることに向けて，個人の尊厳と基本的人権の尊重，対立，協調，効率，公正などに着目して，現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 国際社会の変遷，人権，国家主権，領土（領海，領空を含む。）などに関する国際法の意義，国際連合をはじめとする国際機構の役割，我が国の安全保障と防衛，国際貢献について，現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

(イ) 貿易の現状と意義，為替相場の変動，国民経済と国際収支，国際協調の必要性や国際経済機関の役割について，現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

(ウ) 現代の国際政治・経済に関する諸資料から，課題の解決に向けて考察，構想する際に必要な情報を適切かつ効果的に収集し，読み取る技能を身に付けること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 国際社会の特質や国際紛争の諸要因を基に，国際法の果たす役割について多面的・多角的に考察し，表現すること。

(イ) 国際平和と人類の福祉に寄与する日本の役割について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

(ウ) 相互依存関係が深まる国際経済の特質について多面的・多角的に考察し，表現すること。

(エ) 国際経済において果たすことが求められる日本の役割について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

(2) グローバル化する国際社会の諸課題の探究

社会的な見方・考え方を総合的に働かせ，他者と協働して持続可能な社会の形成が求められる国際社会の諸課題を探究する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア グローバル化に伴う人々の生活や社会の変容，地球環境と資源・エネルギー問題，国際経済格差の是正と国際協力，イノベーションと成長市場，人種・民族問題や地域紛争の解決に向けた国際社会の取組，持続可

能な国際社会づくりなどについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察，構想し，よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明，論述すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の全体にわたって，次の事項に配慮するものとする。

ア 公民科に属する他の科目，この章に示す地理歴史科，家庭科及び情報科などとの関連を図るとともに，項目相互の関連に留意しながら，全体としてのまとまりを工夫し，特定の事項だけに指導が偏らないようにすること。

(2) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア この科目の内容の特質に応じ，学習のねらいを明確にした上でそれぞれ関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を積極的に図り，社会との関わりを意識した課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動の充実を図るようにすること。

イ 内容のA及びBについては，次の事項に留意すること。

(ア) A及びBのそれぞれの(2)においては，小学校及び中学校で習得した概念などに関する知識や，「公共」で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方などを基に，それぞれの(1)における学習の成果を生かし，政治及び経済の基本的な概念や理論などの理解の上に立って，理論と現実の相互関連を踏まえながら，事実を基に多面的・多角的に探究できるよう学習指導の展開を工夫すること。その際，生徒や学校，地域の実態などに応じて，A及びBのそれぞれにおいて探究する課題を選択させること。また，適切かつ十分な授業時数を配当すること。

ウ 内容のAについては，次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (1)においては，日本の政治・経済の現状について触れること。

(イ) (1)のアの(ア)については，日本国憲法における基本的人権の尊重，国民主権，天皇の地位と役割，国会，内閣，裁判所などの政治機構に関する小・中学校社会科及び「公共」の学習との関連性に留意して指導すること。

(ウ) (1)のアの(ア)の「政治と法の意義と機能，基本的人権の保障と法の支配，権利と義務との関係」については関連させて取り扱うこと。その際，裁判員制度を扱うこと。また，私法に関する基本的な考え方についても理解を深めることができるよう指導すること。

(エ) (1)のアの(イ)については，分業と交換，希少性などに関する小・中学校社会科及び「公共」の学習との関連性に留意して指導すること。

また、事項の全体を通して日本経済のグローバル化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の仕組みや機能について扱うとともに、その特質を捉え、経済についての概念や理論についての理解を深めることができるよう指導すること。

(オ) (1)のイの(ア)の「民主政治の本質」については、世界の主な政治体制と関連させて取り扱うこと。

(カ) (1)のイの(イ)の「望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方」については、(1)のイの(ア)の「現代政治の在り方」との関連性に留意して、世論の形成などについて具体的な事例を取り上げて扱い、主権者としての政治に対する関心を高め、主体的に社会に参画する意欲をもたせるよう指導すること。

(キ) (1)のイの(エ)の「市場経済の機能と限界」については、市場経済の効率性ととともに、市場の失敗の補完の観点から、公害防止と環境保全、消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融を通じた経済活動の活性化」については、金融に関する技術変革と企業経営に関する金融の役割にも触れること。

(ク) (2)における課題の探究に当たっては、日本社会の動向に着目したり、国内の諸地域や諸外国における取組などを参考にしたりできるよう指導すること。「産業構造の変化と起業」を取り上げる際には、中小企業の在り方についても触れるよう指導すること。

エ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) (1)においては、国際政治及び国際経済の現状についても扱うこと。

(イ) (1)のアの(ア)の「国家主権、領土（領海、領空を含む。）などに関する国際法の意義、国際連合をはじめとする国際機構の役割」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げる。

(ウ) (1)のイの(ア)の「国際紛争の諸要因」については、多様な角度から考察させるとともに、軍縮や核兵器廃絶などに関する国際的な取組についても扱うこと。

(エ) (2)における課題の探究に当たっては、国際社会の動向に着目したり、諸外国における取組などを参考にしたりできるよう指導すること。その際、文化や宗教の多様性を踏まえるとともに、国際連合における持続可能な開発のための取組についても扱うこと。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、科目の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象等の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。
 - (2) 各科目の履修については、全ての生徒に履修させる科目である「公共」を履修した後に選択科目である「倫理」及び「政治・経済」を履修できるという、この教科の基本的な構造に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。その際、「公共」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちに履修させること。
 - (3) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象等の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、現実社会に見られる課題などについて、考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。
 - (2) 諸資料から、社会的事象等に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、具体的な体験を伴う学習の充実を図るようにすること。その際、現代の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料の出典などを確認し、その信頼性を踏まえつつ適切に活用したり、考察、構想の過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。
 - (3) 社会的事象等については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取

扱いにより，生徒が多面的・多角的に考察したり，事実を客観的に捉え，公正に判断したりすることを妨げることをないよう留意すること。

(4) 情報の収集，処理や発表などに当たっては，学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに，コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し，指導に生かすことで，生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際，課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに，情報モラルの指導にも配慮すること。

3 内容の指導に当たっては，教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき，適切に行うよう特に慎重に配慮して，政治及び宗教に関する教育を行うものとする。

第9節 家 庭

第1款 目 標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

第2款 各 科 目

第1 家庭基礎

1 目 標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活・環境などについて、生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活の充実向上を図ろうとする

実践的な態度を養う。

2 内 容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

次の(1)から(5)までの項目について、生涯を見通し主体的に生活するために、家族や地域社会の人々と協力・協働し、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生涯の生活設計

ア 人の一生について、自己と他者、社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに、自立した生活を営むために必要な情報の収集・整理を行い、生涯を見通して、生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。

イ 生涯を見通した自己の生活について主体的に考え、ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生活について考察し、生活設計を工夫すること。

(2) 青年期の自立と家族・家庭

ア 生涯発達の視点で青年期の課題を理解するとともに、家族・家庭の機能と家族関係、家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深めること。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

(3) 子供の生活と保育

ア 乳幼児期の心身の発達と生活、親の役割と保育、子供を取り巻く社会環境、子育て支援について理解するとともに、乳幼児と適切に関わるための基礎的な技能を身に付けること。

イ 子供を生き育てることの意義について考えるとともに、子供の健やかな発達のために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性について考察すること。

(4) 高齢期の生活と福祉

ア 高齢期の心身の特徴、高齢者を取り巻く社会環境、高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解するとともに、生活支援に関する基礎的な技能を身に付けること。

イ 高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察すること。

(5) 共生社会と福祉

ア 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理

解すること。

イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について考察すること。

B 衣食住の生活の自立と設計

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活と健康

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) ライフステージに応じた栄養の特徴や食品の栄養的特質、健康や環境に配慮した食生活について理解し、自己や家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(イ) おいしさの構成要素や食品の調理上の性質、食品衛生について理解し、目的に応じた調理に必要な技能を身に付けること。

イ 食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。

(2) 衣生活と健康

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) ライフステージや目的に応じた被服の機能と着装について理解し、健康で快適な衣生活に必要な情報の収集・整理ができること。

(イ) 被服材料、被服構成及び被服衛生について理解し、被服の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

イ 被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

(3) 住生活と住環境

ア ライフステージに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

イ 住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境

次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生活における経済の計画

ア 家計の構造や生活における経済と社会との関わり，家計管理について理解すること。

イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について，ライフステージや社会保障制度などに関連付けて考察すること。

(2) 消費行動と意思決定

ア 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題，消費行動における意思決定や契約の重要性，消費者保護の仕組みについて理解するとともに，生活情報を適切に収集・整理できること。

イ 自立した消費者として，生活情報を活用し，適切な意思決定に基づいて行動することや責任ある消費について考察し，工夫すること。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境

ア 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに，持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること。

イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう，安全で安心な生活と消費について考察し，ライフスタイルを工夫すること。

D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

生活上の課題を設定し，解決に向けて生活を科学的に探究したり，創造したりすることができるよう次の事項を指導する。

ア ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解すること。

イ 自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し，解決方法を考え，計画を立てて実践すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAからCまでについては，生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な学習活動を充実するとともに，生活の中から問題を見だしその課題を解決する過程を重視すること。また，現在を起点に将来を見通したり，自己や家族を起点に地域や社会へ視野を広げたりして，生活を時間的・空間的な視点から捉えることができるよう指導を工夫すること。

イ 内容のAの(1)については，人の一生を生涯発達の視点で捉え，各ライフステージの特徴などに関連を図ることができるよう，この科目の学習の導入として扱うこと。また，AからCまでの内容と関連付けるとともにこの科目のまとめとしても扱うこと。

- ウ 内容のAの(3)及び(4)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、乳幼児や高齢者との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めること。(5)については、自助、共助及び公助の重要性について理解できるよう指導を工夫すること。
- エ 内容のBについては、実験・実習を中心とした指導を行うこと。なお、(1)については、栄養、食品、調理及び食品衛生との関連を図って扱うようにすること。また、調理実習については食物アレルギーにも配慮すること。
- オ 内容のCの指導に当たっては、A及びBの内容と相互に関連を図ることができるよう工夫すること。
- カ 内容のDの指導に当たっては、AからCまでの学習の発展として実践的な活動を家庭や地域などで行うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容のAの(2)のアについては、関係法規についても触れること。(3)から(5)までについては、生涯にわたって家族・家庭の生活を支える福祉の基本的な理念に重点を置くこと。(4)については、認知症などにも触れること。アについては、生活支援に関する基礎的な技能を身に付けることができるよう体験的に学習を行うこと。
- イ 内容のBの(1)のア、(2)のア及び(3)のアについては、日本と世界の衣食住に関わる文化についても触れること。その際、日本の伝統的な和食、和服及び和室などを取り上げ、生活文化の継承・創造の重要性に気付くことができるよう留意すること。
- ウ 内容のCの(1)のイについては、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについても触れること。(2)のアについては、多様な契約やその義務と権利について取り上げるとともに、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを扱うこと。(3)については、環境負荷の少ない衣食住の生活の工夫に重点を置くこと。

第2 家庭総合

1 目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉, 衣食住, 消費生活・環境などについて, 生活を主体的に営むために必要な科学的な理解を図るとともに, それらに係る技能を体験的・総合的に身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し, 解決策を構想し, 実践を評価・改善し, 考察したことを科学的な根拠に基づいて論理的に表現するなど, 生涯を見通して課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し, よりよい社会の構築に向けて, 地域社会に参画しようとするとともに, 生活文化を継承し, 自分や家庭, 地域の生活の充実向上を図ろうとする実践的な態度を養う。

2 内 容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

次の(1)から(5)までの項目について, 生涯を見通し主体的に生活するために, 家族や地域社会の人々と協力・協働し, 実践的・体験的な学習活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生涯の生活設計

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 人の一生について, 自己と他者, 社会との関わりから様々な生き方があることを理解するとともに, 自立した生活を営むために, 生涯を見通して, 生活課題に対応し意思決定をしていくことの重要性について理解を深めること。

(イ) 生活の営みに必要な金銭, 生活時間などの生活資源について理解し, 情報の収集・整理が適切にできること。

イ 生涯を見通した自己の生活について主体的に考え, ライフスタイルと将来の家庭生活及び職業生活について考察するとともに, 生活資源を活用して生活設計を工夫すること。

(2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 生涯発達の視点から各ライフステージの特徴と課題について理解するとともに, 青年期の課題である自立や男女の平等と協力, 意思決定の重要性について理解を深めること。

(イ) 家族・家庭の機能と家族関係, 家族・家庭と法律, 家庭生活と福祉などについて理解するとともに, 家族・家庭の意義, 家族・家庭と社会との関わり, 家族・家庭を取り巻く社会環境の変化や課題について理解を深めること。

イ 家庭や地域のよりよい生活を創造するために、自己の意思決定に基づき、責任をもって行動することや、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について考察すること。

(3) 子供との関わりと保育・福祉

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 乳幼児期の心身の発達と生活、子供の遊びと文化、親の役割と保育、子育て支援について理解を深め、子供の発達に応じて適切に関わるための技能を身に付けること。

(イ) 子供を取り巻く社会環境の変化や課題及び子供の福祉について理解を深めること。

イ 子供を生み育てることの意義や、保育の重要性について考え、子供の健やかな発達を支えるために親や家族及び地域や社会の果たす役割の重要性を考察するとともに、子供との適切な関わり方を工夫すること。

(4) 高齢者との関わりと福祉

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 高齢期の心身の特徴、高齢者の尊厳と自立生活の支援や介護について理解を深め、高齢者の心身の状況に応じて適切に関わるための生活支援に関する技能を身に付けること。

(イ) 高齢者を取り巻く社会環境の変化や課題及び高齢者福祉について理解を深めること。

イ 高齢者の自立生活を支えるために、家族や地域及び社会の果たす役割の重要性について考察し、高齢者の心身の状況に応じた適切な支援の方法や関わり方を工夫すること。

(5) 共生社会と福祉

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解すること。

(イ) 家庭と地域との関わりについて理解するとともに、高齢者や障害のある人々など様々な人々が共に支え合って生きることの意義について理解を深めること。

イ 家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について考察し、様々な人々との関わり方を工夫すること。

B 衣食住の生活の科学と文化

次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を

主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 食生活を取り巻く課題，食の安全と衛生，日本と世界の食文化など，食と人との関わりについて理解すること。

(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し，栄養の特徴，食品の栄養的特質，健康や環境に配慮した食生活について理解するとともに，自己と家族の食生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(ウ) おいしさの構成要素や食品の調理上の性質，食品衛生について科学的に理解し，目的に応じた調理に必要な技能を身に付けること。

イ 主体的に食生活を営むことができるよう健康及び環境に配慮した自己と家族の食事，日本の食文化の継承・創造について考察し，工夫すること。

(2) 衣生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 衣生活を取り巻く課題，日本と世界の衣文化など，被服と人との関わりについて理解を深めること。

(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し，身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに，健康と安全，環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。

(ウ) 被服材料，被服構成，被服製作，被服衛生及び被服管理について科学的に理解し，衣生活の自立に必要な技能を身に付けること。

イ 主体的に衣生活を営むことができるよう目的や個性に応じた健康で快適，機能的な着装や日本の衣文化の継承・創造について考察し，工夫すること。

(3) 住生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 住生活を取り巻く課題，日本と世界の住文化など，住まいと人との関わりについて理解を深めること。

(イ) ライフステージの特徴や課題に着目し，住生活の特徴，防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し，住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(ウ) 家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し，快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・

整理できること。

イ 主体的に住生活を営むことができるようライフステージと住環境に応じた住居の計画, 防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり, 日本の住文化の継承・創造について考察し, 工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境

次の(1)から(3)までの項目について, 持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して, 次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 生活における経済の計画

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 家計の構造について理解するとともに生活における経済と社会との関わりについて理解を深めること。

(イ) 生涯を見通した生活における経済の管理や計画, リスク管理の考え方について理解を深め, 情報の収集・整理が適切にできること。

イ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について, ライフステージごとの課題や社会保障制度などと関連付けて考察し, 工夫すること。

(2) 消費行動と意思決定

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 消費生活の現状と課題, 消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めるとともに, 生活情報の収集・整理が適切にできること。

(イ) 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう, 消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解するとともに, 契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めること。

イ 自立した消費者として, 生活情報を活用し, 適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し, 責任ある消費について工夫すること。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境

ア 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに, 持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深めること。

イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう, 安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し, ライフスタイルを工夫すること。

D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動

生活上の課題を設定し, 解決に向けて生活を科学的に探究したり, 創造したりすることができるよう次の事項を指導する。

ア ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動の意義と実施方法について理解すること。

イ 自己の家庭生活や地域の生活と関連付けて生活上の課題を設定し、解決方法を考え、計画を立てて実践すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAからCまでについては、生活の科学的な理解を深めるための実践的・体験的な学習活動を充実するとともに、生活の中から問題を見だしその課題を解決する過程を重視すること。また、現在を起点に将来を見通したり、自己や家族を起点に地域や社会へ視野を広げたりして、生活を時間的・空間的な視点から捉えることができるように指導を工夫すること。

イ 内容のAの(1)については、人の一生を生涯発達の視点で捉え、各ライフステージの特徴や課題と関連を図ることができるよう、この科目の学習の導入として扱うこと。また、AからCまでの内容と関連付けるとともにこの科目のまとめとしても扱うこと。

ウ 内容のAの(3)については、学校や地域の実態等に応じて、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、幼稚園、保育所及び認定こども園などの乳幼児、近隣の小学校の低学年の児童との触れ合いや交流の機会をもつよう努めること。また、(4)については、学校家庭クラブ活動などとの関連を図り、福祉施設などの見学やボランティア活動への参加をはじめ、身近な高齢者との交流の機会をもつよう努めること。(5)については、自助、共助及び公助の重要性について理解を深めることができるよう指導を工夫すること。

エ 内容のBについては、実験・実習を中心とした指導を行うこと。なお、(1)については、栄養、食品、調理及び食品衛生との関連を図って指導すること。また、調理実習については食物アレルギーにも配慮すること。

オ 内容のCの指導に当たっては、A及びBの内容と相互に関連を図ることができるよう工夫すること。(2)については、消費生活に関する演習を取り入れるなど、理解を深めることができるよう努めること。

カ 内容のDの指導に当たっては、AからCまでの学習の発展として実践的な活動を家庭や地域などで行うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAの(3)については、乳幼児期から小学校の低学年までの子供を中心に扱い、子供の発達を支える親の役割や子育てを支援する環境に

重点を置くこと。また、アの(イ)については、子供の福祉の基本的な理念に重点を置くこと。(4)のアの(ア)については、食事、着脱衣、移動など高齢者の心身の状況に応じて工夫ができるよう実習を扱うこと。(イ)については、高齢者福祉の基本的な理念に重点を置くとともに、例えば、認知症などの事例を取り上げるなど具体的な支援方法についても扱うこと。

イ 内容のBの(1)のアの(ア)、(2)のアの(ア)及び(3)のアの(ア)については、和食、和服及び和室などを取り上げ、日本の伝統的な衣食住に関わる生活文化やその継承・創造を扱うこと。(2)のアの(ウ)については、衣服を中心とした縫製技術が学習できる題材を扱うこと。

ウ 内容のCの(1)のアの(ア)については、キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点を扱うこと。(イ)については、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについて具体的な事例にも触れること。(2)のアの(イ)については、多様な契約やその義務と権利を取り上げるとともに消費者信用及びそれらをめぐる問題などを扱うこと。(3)については、生活と環境との関わりを具体的に理解させることに重点を置くこと。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。
 - (2) 「家庭基礎」及び「家庭総合」の各科目に配当する総授業時数のうち、原則として10分の5以上を実験・実習に配当すること。
 - (3) 「家庭基礎」は、原則として、同一年次で履修させること。
 - (4) 「家庭総合」を複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、原則として連続する2か年において履修させること。
 - (5) 地域や関係機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動を取り入れるとともに、外部人材を活用するなどの工夫に努めること。

- (6) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - (7) 中学校技術・家庭科を踏まえた系統的な指導に留意すること。また、高等学校公民科、数学科、理科及び保健体育科などとの関連を図り、家庭科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 生徒が自分の生活に結び付けて学習できるよう、問題を見だし課題を設定し解決する学習を充実すること。
 - (2) 子供や高齢者など様々な人々と触れ合い、他者と関わる力を高める活動、衣食住などの生活における様々な事象を言葉や概念などを用いて考察する活動、判断が必要な場面を設けて理由や根拠を論述したり適切な解決方法を探求したりする活動などを充実すること。
 - (3) 食に関する指導については、家庭科の特質を生かして、食育の充実を図ること。
 - (4) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第10節 情 報

第1款 目 標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 情報と情報技術及びこれらを活用して問題を発見・解決する方法について理解を深め技能を習得するとともに、情報社会と人との関わりについての理解を深めるようにする。
- (2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- (3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。

第2款 各 科 目

第1 情報 I

1 目 標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 効果的なコミュニケーションの実現，コンピュータやデータの活用について理解を深め技能を習得するとともに、情報社会と人との関わりについて理解を深めるようにする。
- (2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- (3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。

2 内 容

(1) 情報社会の問題解決

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決の方法に着目し、情報社会

の問題を発見・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 情報やメディアの特性を踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する方法を身に付けること。

(イ) 情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。

(ウ) 情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 目的や状況に応じて、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決する方法について考えること。

(イ) 情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。

(ウ) 情報と情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の構築について考察すること。

(2) コミュニケーションと情報デザイン

メディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) メディアの特性とコミュニケーション手段の特徴について、その変遷も踏まえて科学的に理解すること。

(イ) 情報デザインが人や社会に果たしている役割を理解すること。

(ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの考え方や方法を理解し表現する技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) メディアとコミュニケーション手段の関係を科学的に捉え、それらを目的や状況に応じて適切に選択すること。

(イ) コミュニケーションの目的を明確にして、適切かつ効果的な情報デザインを考えること。

(ウ) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの考え方や方法に基づいて表現し、評価し改善すること。

(3) コンピュータとプログラミング

コンピュータで情報が処理される仕組みに着目し、プログラミングやシミュレーションによって問題を発見・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) コンピュータや外部装置の仕組みや特徴、コンピュータでの情報の内部表現と計算に関する限界について理解すること。

(イ) アルゴリズムを表現する手段、プログラミングによってコンピュータや情報通信ネットワークを活用する方法について理解し技能を身に付けること。

(ウ) 社会や自然などにおける事象をモデル化する方法、シミュレーションを通してモデルを評価し改善する方法について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) コンピュータで扱われる情報の特徴とコンピュータの能力との関係について考察すること。

(イ) 目的に応じたアルゴリズムを考え適切な方法で表現し、プログラミングによりコンピュータや情報通信ネットワークを活用するとともに、その過程を評価し改善すること。

(ウ) 目的に応じたモデル化やシミュレーションを適切に行うとともに、その結果を踏まえて問題の適切な解決方法を考えること。

(4) 情報通信ネットワークとデータの活用

情報通信ネットワークを介して流通するデータに着目し、情報通信ネットワークや情報システムにより提供されるサービスを活用し、問題を発見・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 情報通信ネットワークの仕組みや構成要素、プロトコルの役割及び情報セキュリティを確保するための方法や技術について理解すること。

(イ) データを蓄積、管理、提供する方法、情報通信ネットワークを介して情報システムがサービスを提供する仕組みと特徴について理解すること。

(ウ) データを表現、蓄積するための表し方と、データを収集、整理、分析する方法について理解し技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 目的や状況に応じて、情報通信ネットワークにおける必要な構成要

素を選択するとともに、情報セキュリティを確保する方法について考えること。

(イ) 情報システムが提供するサービスの効果的な活用について考えること。

(ウ) データの収集、整理、分析及び結果の表現の方法を適切に選択し、実行し、評価し改善すること。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)から(4)までについては、中学校までの情報と情報技術及び情報社会に関する学習、問題の発見・解決に関する学習並びにデータの活用に関する学習などとの関連に配慮するものとする。

(2) 内容の(1)については、この科目の導入として位置付け、(2)から(4)までとの関連に配慮するものとする。アの(イ)及び(ウ)並びにイの(イ)及び(ウ)については、生徒が情報社会の問題を主体的に発見し明確化し、解決策を考える活動を取り入れるものとする。

(3) 内容の(2)のアの(イ)については、身近で具体的な情報デザインの例を基に、コンピュータなどを簡単に操作できるようにする工夫、年齢や障害の有無、言語などに関係なく全ての人にとって利用しやすくする工夫などを取り上げるものとする。

(4) 内容の(3)のアの(イ)及びイの(イ)については、関数の定義・使用によりプログラムの構造を整理するとともに、性能を改善する工夫の必要性についても触れるものとする。アの(ウ)及びイの(ウ)については、コンピュータを使う場合と使わない場合の双方を体験させるとともに、モデルの違いによって結果に違いが出ることについても触れるものとする。

(5) 内容の(4)のアの(ア)及びイの(ア)については、小規模なネットワークを設計する活動を取り入れるものとする。アの(イ)及びイの(イ)については、自らの情報活用の評価・改善について発表し討議するなどの活動を取り入れるものとする。アの(ウ)及びイの(ウ)については、比較、関連、変化、分類などの目的に応じた分析方法があることも扱うものとする。

第2 情報Ⅱ

1 目 標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的、創造的に活用し、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 多様なコミュニケーションの実現，情報システムや多様なデータの活用について理解を深め技能を習得するとともに，情報技術の発展と社会の変化について理解を深めるようにする。
- (2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え，問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的，創造的に活用する力を養う。
- (3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに，新たな価値の創造を目指し，情報社会に主体的に参画し，その発展に寄与する態度を養う。

2 内 容

(1) 情報社会の進展と情報技術

情報技術の発展による人や社会への影響に着目し，情報社会の進展と情報技術との関係を歴史的に捉え，将来の情報技術を展望する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 情報技術の発展の歴史を踏まえ，情報社会の進展について理解すること。

(イ) 情報技術の発展によるコミュニケーションの多様化について理解すること。

(ウ) 情報技術の発展による人の知的活動への影響について理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 情報技術の発展や情報社会の進展を踏まえ，将来の情報技術と情報社会の在り方について考察すること。

(イ) コミュニケーションが多様化する社会におけるコンテンツの創造と活用の意義について考察すること。

(ウ) 人の知的活動が変化する社会における情報システムの創造やデータ活用の意義について考察すること。

(2) コミュニケーションとコンテンツ

多様なコミュニケーションの形態とメディアの特性に着目し，目的や状況に応じて情報デザインに配慮し，文字，音声，静止画，動画などを組み合わせたコンテンツを協働して制作し，様々な手段で発信する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 多様なコミュニケーションの形態とメディアの特性との関係について理解すること。

(イ) 文字，音声，静止画，動画などを組み合わせたコンテンツを制作す

る技能を身に付けること。

(ウ) コンテンツを様々な手段で適切かつ効果的に社会に発信する方法を理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 目的や状況に応じて，コミュニケーションの形態を考え，文字，音声，静止画，動画などを選択し，組合せを考えること。

(イ) 情報デザインに配慮してコンテンツを制作し，評価し改善すること。

(ウ) コンテンツを社会に発信したときの効果や影響を考え，発信の手段やコンテンツを評価し改善すること。

(3) 情報とデータサイエンス

多様かつ大量のデータを活用することの有用性に着目し，データサイエンスの手法によりデータを分析し，その結果を読み取り解釈する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 多様かつ大量のデータの存在やデータ活用の有用性，データサイエンスが社会に果たす役割について理解し，目的に応じた適切なデータの収集や整理，整形について理解し技能を身に付けること。

(イ) データに基づく現象のモデル化やデータの処理を行い解釈・表現する方法について理解し技能を身に付けること。

(ウ) データ処理の結果を基にモデルを評価することの意義とその方法について理解し技能を身に付けること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 目的に応じて，適切なデータを収集し，整理し，整形すること。

(イ) 将来の現象を予測したり，複数の現象間の関連を明らかにしたりするために，適切なモデル化や処理，解釈・表現を行うこと。

(ウ) モデルやデータ処理の結果を評価し，モデル化や処理，解釈・表現の方法を改善すること。

(4) 情報システムとプログラミング

情報システムの在り方や社会生活に及ぼす影響，情報の流れや処理の仕組みに着目し，情報システムを協働して開発する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 情報システムにおける，情報の流れや処理の仕組み，情報セキュリティを確保する方法や技術について理解すること。

(イ) 情報システムの設計を表記する方法，設計，実装，テスト，運用等

のソフトウェア開発のプロセスとプロジェクト・マネジメントについて理解すること。

(ウ) 情報システムを構成するプログラムを制作する方法について理解し技能を身に付けること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 情報システム及びそれによって提供されるサービスについて，その在り方や社会に果たす役割と及ぼす影響について考察すること。

(イ) 情報システムをいくつかの機能単位に分割して制作し統合するなど，開発の効率や運用の利便性などに配慮して設計すること。

(ウ) 情報システムを構成するプログラムを制作し，その過程を評価し改善すること。

(5) 情報と情報技術を活用した問題発見・解決の探究

「情報Ⅰ」及び「情報Ⅱ」で身に付けた資質・能力を総合的に活用し，情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する活動を通して，新たな価値の創造を目指し，情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する資質・能力を高めることができるよう指導する。

3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については，この科目の導入として位置付けるものとする。

アの(ア)については，情報セキュリティ及び情報に関する法規や制度についても触れるものとする。また，将来の情報技術と情報社会の在り方等について討議し発表し合うなどの活動を取り入れるものとする。

(2) 内容の(2)のアの(ア)及びイの(ア)では，コンテンツに対する要求を整理する活動も取り入れるものとする。アの(ウ)及びイの(ウ)では，発信者，受信者双方の視点からコンテンツを評価する活動を取り入れるものとする。

(3) 内容の(3)のアの(ア)については，データサイエンスによる人の生活の変化についても扱うものとする。イの(イ)については現実のデータの活用に関心を持ってもらうものとする。アの(ウ)及びイの(ウ)については，アの(イ)及びイの(イ)で行ったモデル化や処理，解釈・表現の結果を受けて行うようにするものとする。

(4) 内容の(4)のアの(ア)及びイの(ア)については，社会の中で実際に稼働している情報システムを取り上げ，それらの仕組みと関連させながら扱うものとする。

(5) 内容の(5)については，この科目のまとめとして位置付け，生徒の興味・関心や学校の実態に応じて，コンピュータや情報システムの基本的な仕組みと活用，コミュニケーションのための情報技術の活用，データを活用

するための情報技術の活用，情報社会と情報技術の中から一つ又は複数の項目に関わる課題を設定して問題の発見・解決に取り組ませるものとする。なお，学習上の必要があり，かつ効果的と認められる場合は，指導の時期を分割することもできるものとする。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際，情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ，情報と情報技術を活用して問題を発見し主体的，協働的に制作や討論等を行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること。
 - (2) 学習の基盤となる情報活用能力が，中学校までの各教科等において，教科等横断的な視点から育成されてきたことを踏まえ，情報科の学習を通して生徒の情報活用能力を更に高めるようにすること。また，他の各教科・科目等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう，他の各教科・科目等との連携を図ること。
 - (3) 各科目は，原則として同一年次で履修させること。また，「情報Ⅱ」については，「情報Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則とすること。
 - (4) 公民科及び数学科などの内容との関連を図るとともに，教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。
 - (5) 障害のある生徒などについては，学習指導を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。
- 2 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。
 - (1) 各科目の指導においては，情報の信頼性や信^{びょう}憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに，知的財産や個人情報^の保護と活用をはじめ，科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。
 - (2) 各科目の指導においては，思考力，判断力，表現力等を育成するため，情報と情報技術を活用した問題の発見・解決を行う過程において，自らの考察や解釈，概念等を論理的に説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ること。
 - (3) 各科目の指導においては，問題を発見し，設計，制作，実行し，その過程を振り返って評価し改善するなどの一連の過程に取り組むことなどを通

して、実践的な能力と態度の育成を図ること。

- (4) 各科目の目標及び内容等に即して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること。その際、必要な情報機器やネットワーク環境を整えるとともに、内容のまとまりや学習活動、学校や生徒の実態に応じて、適切なソフトウェア、開発環境、プログラミング言語、外部装置などを選択すること。
- (5) 情報機器を活用した学習を行うに当たっては、照明やコンピュータの使用時間などに留意するとともに、生徒が自らの健康に留意し望ましい習慣を身に付けることができるよう配慮すること。
- (6) 授業で扱う具体例、教材・教具などについては、情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること。

第3節 商 業

第1款 目 標

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第2款 各 科 目

第1 ビジネス基礎

1 目 標

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) ビジネスについて実務に即して体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ビジネスに関する課題を発見し、ビジネスに携わる者として科学的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) ビジネスを適切に展開する力の向上を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 商業の学習とビジネス

ア 商業を学ぶ重要性と学び方

- ア 地球規模で経済を俯瞰^{ふかん}して経済社会の動向・課題を捉える学習活動及び経済のグローバル化に関する具体的な事例について多面的・多角的に分析し、考察や討論を行う学習活動を通して、経済のグローバル化について理解を深めることができるようにすること。
- イ 企業における経済のグローバル化への対応に関する具体的な課題を設定し、科学的な根拠に基づいて対応策を考案して提案などを行う学習活動を通して、ビジネスに適切に取り組むことができるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア [指導項目] の(1)のイについては、グローバル化が進展する中での日本の果たす役割についても扱うこと。
- イ [指導項目] の(2)のイについては、国内総生産の概念及び日本の国内総生産の現状についても扱うこと。ウについては、景気循環の局面と仕組み、景気循環を表す指標、日本における物価と景気の現状などについて扱うこと。
- ウ [指導項目] の(3)のアについては、経済のグローバル化が労働市場に影響を及ぼしている現状についても扱うこと。ウについては、外国為替についても扱うこと。
- エ [指導項目] の(4)のイについては、経済のグローバル化に伴って企業活動が経済社会に広く影響を及ぼしている現状及び企業活動に責任をもつことの重要性について扱うこと。ウについては、企業が地球規模で経済を俯瞰^{ふかん}し直接的、間接的に世界の市場と関わりをもってビジネスを展開していることなどについて扱うこと。

第10 ビジネス法規

1 目 標

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、法規に基づくビジネスの展開に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) ビジネスに関する法規について実務に即して体系的・系統的に理解するようにする。
- (2) 法的側面からビジネスに関する課題を発見し、ビジネスに携わる者として法的な根拠に基づいて創造的に解決する力を養う。
- (3) ビジネスを適切に展開する力の向上を目指して自ら学び、法規に基づくビジネスに主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

2 内 容

1 に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕

(1) 法の概要

- ア ビジネスにおける法の役割
- イ 法の体系と解釈・適用
- ウ 権利・義務と財産権

(2) 企業活動と法規

- ア 株式会社の特徴と機関
- イ 契約
- ウ 資金調達と金融取引
- エ 組織再編と清算・再建
- オ 競争秩序の確保

(3) 知的財産と法規

- ア 知的財産の種類
- イ 知的財産の重要性

(4) 税と法規

- ア 税の種類と法人の納税義務
- イ 法人税の申告と納付
- ウ 消費税の申告と納付

(5) 企業責任と法規

- ア 法令遵守と説明責任
- イ 労働者の保護
- ウ 消費者の保護
- エ 情報の保護
- オ 紛争の予防と解決

3 内容の取扱い

(1) 内容を取り扱う際には、次の事項に配慮するものとする。

- ア ビジネスに関する法規の改正などの動向・課題を捉える学習活動及びビジネスに関する具体的な事例について法的側面から分析し、考察や討論を行う学習活動を通して、ビジネスに関する法規について理解を深めることができるようにすること。
- イ ビジネスで想定される具体的な課題を設定し、法的な根拠に基づいて解決策を考案して提案などを行う学習活動を通して、法規に基づいてビジネスに適切に取り組むことができるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア [指導項目] の(1)のアについては、経済環境の変化に伴って法規の改正などが行われている現状についても扱うこと。

イ [指導項目] の(2)のウについては、資金調達の方法、金融商品に関する法規の概要、資金の調達や運用と金融取引の現状・課題などについて扱うこと。また、電子記録債権の概要及び電子資金移動の現状・課題についても扱うこと。エについては、組織再編の形態について扱うこと。また、日本における企業の組織再編と清算・再建の現状・課題について扱うこと。

ウ [指導項目] の(3)のイについては、知的財産の保護と活用の重要性、知的財産を活用したビジネスの現状及び知的財産権が侵害されたときの対抗手段について扱うこと。

エ [指導項目] の(4)のアについては、国税、地方税など税の種類と分類、法人税など法人に対する税、不動産に対する税及び内国法人と外国法人の納税義務について扱うこと。

オ [指導項目] の(5)のアについては、企業統治の意義と重要性についても扱うこと。イについては、雇用主の立場から、労働者の保護の重要性と課題及び法規の概要について扱うこと。ウについては、企業の立場から、消費者の保護の重要性と課題及び法規の概要について扱うこと。エについては、ビジネスを展開する際の情報の保護の重要性と課題及び企業が扱う情報の保護に係る法規の概要について扱うこと。

第11 簿記

1 目標

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、取引の記録と財務諸表の作成に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 簿記について実務に即して体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 取引の記録と財務諸表の作成の方法の妥当性と課題を見いだし、ビジネスに携わる者として科学的な根拠に基づいて創造的に課題に対応する力を養う。
- (3) 企業会計に関する法規と基準を適切に適用する力の向上を目指して自ら学び、適正な取引の記録と財務諸表の作成に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第4章 総合的な探究の時間

第1 目 標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目 標

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の目標を定める。

2 内 容

各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な探究の時間の内容を定める。

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。
- (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。
- (3) 各学校において定める目標及び内容については、地域や社会との関わりを重視すること。
- (4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。
- (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、

生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

(6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。

ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な探究の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

(7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究の見方・考え方を働かせ、教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

(2) 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、目標及び内容、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画などを示すこと。

(3) 目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことができるよう配慮すること。

(4) 他教科等及び総合的な探究の時間で身に付けた資質・能力を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。その際、言語能力、情報活用能力など全ての学習の基盤となる資質・能力

を重視すること。

- (5) 他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこと。
 - (6) 各学校における総合的な探究の時間の名称については、各学校において適切に定めること。
 - (7) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - (8) 総合学科においては、総合的な探究の時間の学習活動として、原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動を含むこと。
- 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- (1) 第2の各学校において定める目標及び内容に基づき、生徒の学習状況に応じて教師が適切な指導を行うこと。
 - (2) 課題の設定においては、生徒が自分で課題を発見する過程を重視すること。
 - (3) 第2の3の(6)のウにおける両方の視点を踏まえた学習を行う際には、これらの視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるよう配慮すること。
 - (4) 探究の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が自在に活用されるようにすること。
 - (5) 探究の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。
 - (6) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
 - (7) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、探究の過程に適切に位置付けること。
 - (8) グループ学習や個人研究などの多様な学習形態、地域の人々の協力も得つつ、全教師が一体となって指導に当たるなどの指導体制について工夫を行うこと。
 - (9) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社

会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携，地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

- (10) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には，探究に取り組むことを通して，自己を理解し，将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること。

第5章 特別活動

第1 目 標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

1 目 標

ホームルームや学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルームでの話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全ての学年において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画

ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決

ホームルームや学校における生活を向上・充実させるための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。

イ ホームルーム内の組織づくりや役割の自覚

ホームルーム生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。

- ウ 学校における多様な集団の生活の向上
 - 生徒会などホームルームの枠を超えた多様な集団における活動や学校行事を通して学校生活の向上を図るため、ホームルームとしての提案や取組を話し合っ
- ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
 - 自他の個性を理解して尊重し、互いのよさや可能性を發揮し、コミュニケーションを図りながらよりよい集団生活をつくること。
- イ 男女相互の理解と協力
 - 男女相互について理解するとともに、共に協力し尊重し合い、充実した生活づくりに参画すること。
- ウ 国際理解と国際交流の推進
 - 我が国と他国の文化や生活習慣などについて理解し、よりよい交流の在り方を考えるなど、共に尊重し合い、主体的に国際社会に生きる日本人としての在り方生き方を探求しようとする
- エ 青年期の悩みや課題とその解決
 - 心や体に関する正しい理解を基に、適切な行動をとり、悩みや不安に向き合い乗り越えようとする
- オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
 - 節度ある健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。
- (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現
 - ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解
 - 現在及び将来の生活や学習と自己実現とのつながりを考えたり、社会的・職業的自立の意義を意識したりしながら、学習の見通しを立て、振り返ること。
 - イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館等の活用
 - 自主的に学習する場としての学校図書館等を活用し、自分にふさわしい学習方法や学習習慣を身に付けること。
 - ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成
 - 社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。
 - エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

適性やキャリア形成などを踏まえた教科・科目を選択することなどについて、目標をもって、在り方生き方や進路に関する適切な情報を収集・整理し、自己の個性や興味・関心と照らして考えること。

3 内容の取扱い

- (1) 内容の(1)の指導に当たっては、集団としての意見をまとめる話し合い活動など中学校の積み重ねや経験を生かし、それらを発展させることができるよう工夫すること。
- (2) 内容の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の在り方生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

〔生徒会活動〕

1 目 標

異年齢の生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを旨とする。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、学校の全生徒をもって組織する生徒会において、次の各活動を通して、それぞれの活動の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営

生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。

(2) 学校行事への協力

学校行事の特質に応じて、生徒会の組織を活用して、計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすること。

(3) ボランティア活動などの社会参画

地域や社会の課題を見だし、具体的な対策を考え、実践し、地域や社会に参画できるようにすること。

〔学校行事〕

1 目 標

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団で協力し、よりよい学校生活を

築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

2 内 容

1の資質・能力を育成するため、全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、次の各行事において、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うことを通して、それぞれの学校行事の意義及び活動を行う上で必要となることについて理解し、主体的に考えて実践できるよう指導する。

(1) 儀式的行事

学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること。

(2) 文化的行事

平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりするようにすること。

(3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験活動などの勤労観・職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。

3 内容の取扱い

(1) 生徒や学校、地域の実態に応じて、内容に示す行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

(2) 各学校においては、次の事項を踏まえて特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。

ア 学校の創意工夫を生かし、ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階などを考慮すること。

イ 第2に示す内容相互及び各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図り、生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。特に社会において自立的に生きることができるようになるため、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、人間としての在り方生き方の指導が行われるようにすること。

ウ 家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験活動などの勤労に関わる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

(3) ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の生徒についての理解を深め、教師と生徒、生徒相互の信頼関係を育み、ホームルーム経営の充実を図ること。その際、特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。

(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

(5) 第1章第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

(6) ホームルーム活動については、主としてホームルームごとにホームルーム担任の教師が指導することを原則とし、活動の内容によっては他の教師などの協力を得ること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) ホームルーム活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。
 - (2) 生徒及び学校の実態並びに第1章第7款の1に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。
 - (3) 学校生活への適応や人間関係の形成、教科・科目や進路の選択などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談を含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に入学当初においては、個々の生徒が学校生活に適応するとともに、希望や目標をもって生活をできるよう工夫すること。あわせて、生徒の家庭との連絡を密にすること。
 - (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。
 - (5) 特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。
- 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

附 則

この告示は、平成34年4月1日から施行する。ただし、改正後の高等学校学習指導要領は、同日以降高等学校の第1学年に入学した生徒（単位制による課程にあつては、同日以降入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。））に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。